

職場における喫煙対策の実施状況について
- 自由記述質問一覧表 -

Q1 (業種) -12その他

医療用医薬品の製造販売
一般機械器具製造業
飲食業 (うどん店)
英会話等、各種学校の経営
菓子製造業
貨物取扱業
貨物取扱業
介護
介護施設
介護事業
介護事業
介護福祉
介護福祉関係
介護福祉支援事業
介護福祉施設
介護老人保健施設
学校
学校教育
学校教育
学校法人 (病院を含む)
学校法人・教育
管理本社 (サービス業)
機械修理業
機械修理業
給食委託業事務所
給食業
給食調理業務
漁業
協同組合
協同組合
教育
教育 (大学)
教育 (大学)

Q1 (業種) -12その他

研究・開発
研究・開発
研究・製造
研究所
公安委員会指定自動車教習所
厚生施設などのサービス業
広告デザイン
広告デザインの企画及び制作業
広告代理業
港湾運送業
港湾運送業
航空
高等学校・中学校
高齢者福祉（介護サービス）
高齢者施設
国土情報コンサルタント
国立大学法人
採卵養鶏業
産業車両販売整備
産業廃棄物処分業
産業廃棄物処理業
産業廃棄物処理業
産業廃棄物処理業・清掃業・設備維持管理業・派遣業
私立大学
事務センター（金融）
自動車の販売及び修理
自動車学校
自動車整備業
自動車設計関連
自動車板金・塗装
自動車販売・修理
自動車部品製造業
実験動物販売・飼育管理
社会福祉施設
社会福祉施設
社会福祉事業
宿泊業
出版
商品管理業
証券
証券業
障害者施設
情報・通信機器及びS/W販売・保守サービス
情報サービス
情報サービス
情報サービス・ソフト産業
情報サービス業
情報サービス業
情報サービス産業
情報システム
情報処理

Q1 (業種) -12その他

情報処理
情報処理
情報処理サービス
情報処理サービス
情報処理サービス業
情報処理サービス業
情報処理サービス業
情報処理サービス業
情報処理業
情報通信サービス業
情報通信業
食品仕分け業
信販業
信販業
信販業
信用金庫
信用金庫
新聞印刷
診療所
人材派遣業
水産加工業
整備
清掃
清掃業
清掃業
清掃業
生命保険業
生命保険業
生命保険業
生命保険業
請負派遣業
接客業
設計・製図及特定派遣業
設備工事業
専門サービス業
専門学校
専門的技術サービス
倉庫業
倉庫業
倉庫業
倉庫業
総合コンサルティング業
総合農協
葬祭業
測量・設計コンサルタント
損害保険業
損害保険業
損害保険業
損害保険業
大学
大学
大学
大学附置研究所
第一種社会福祉事業
但し、大阪支店の為事務・営業社員

物流業
Q1 (業種) -12その他
物流業
物流業 (倉庫及び運輸)
保安
保険業
保険業
保険代理店
放送局
幼稚園
幼稚園
臨床検査業
臨床検査業
冷凍・冷蔵庫及び氷の製造
霊園管理・墓地墓石販売
老人福祉施設
老人福祉施設

Q3 (敷地建物の管理形態) -4その他

100%親会社の管理する敷地及びビル。
2. 3の両方
JFE構内
JR貨物・秋田総合敷地内。
オーナー様建物だが、管理は自社。
グループ会社が管理する敷地及び建物。
グループ会社の所有するビルに入居。
グループ会社管理のビル。
ショッピングセンター内に入居。
センター構内での委託。
テナント
ビルではないが、建物及び敷地を借りている。
フェリー埠頭公社
一軒家を事務所兼営業所として使用・借家。
一戸テナント
荷主の建物。
荷主所有の流通センター内。
間借り
関係会社内に入居。
業務請負による入居。
建借り。
建物管理は委託しています。
建物賃貸
顧客敷地内。
港湾ターミナルビル
産業団地内
子会社所有のビルに入居。
施主様より貸与されたビル内に入居。
事務所により異なる（1又は4）。
自社が管理する建物（敷地内に屋外空間あり）（借地：工場内）
自社が管理する敷地・建物及びテナントビル入居。
自社及び関係会社内。
自社建屋（平屋）敷地は借地。
借屋
借倉庫
借地
借地
借地
借地
借地・借家
借地に自社建物、屋外空間あり。
借地自社ビル（敷地内に屋外空間あり）
借地借家
借用
受託先会社の建物
所有権マンション1・2F、屋外空間あり。
上記1・2・3混在。
上記3ではないが、土地・建物をリースとして借りている。
親会社が管理するビル。
親会社が管理するビルに入居。
親会社が管理する敷地・建物
親会社が管理する敷地及び建物（空間あり）。
親会社が管理する敷地及び建物（敷地内に屋外空間あり）。
親会社が管理する敷地及び建物。
親会社が管理する敷地及び建物。

Q3 (敷地建物の管理形態) -4その他

親会社が管理する敷地及び建物。
親会社が管理する敷地及び建物。
親会社が管理する敷地内に作業場があり、その中に自社管理する建物がある。
親会社が所有する物件。
親会社のビルに入居。
親会社の工場内に下請けとして入居。
親会社の敷地及び建物。
親会社の敷地内。
親会社の敷地内にある。
親会社内に入居。
親会社本社ビルに入居。
親企業の建物に入居。
製鉄所内建屋は入居。
倉庫内
倉庫敷地内、事務所棟。
他社が管理する工場建屋内。
他社が管理する敷地及び建物。
他社が管理する敷地及び建物。
他社の事務所・工場
他社の敷地内に自社の建物。
他社建物内で一部借用。
貸工場
貸店舗
賃借倉庫
賃借物件 (事務所・倉庫)
賃貸
賃貸
賃貸工場
賃貸事務所に入居。
賃貸借契約 (テナントではない)。
賃貸借契約による敷地及び建物。
賃貸店舗
店舗により異なる。
土地・建物賃貸 (屋外空間あり)
土地500坪・建物250坪借地家
派遣業
敷地・建物・駐車場で自社と賃貸がある。
敷地を借用している。
分譲マンション内入居。
本社所有

Q10-1 (禁煙・分煙の実施状況) オ (その他の実施事項)

1ヶ所屋内喫煙所(別棟独立)、その他は屋外喫煙所。
21年1月から敷地内禁煙実施予定。
ア. 以外については全面禁煙。
エに付いては、テナントとし入居しているので回答出来ない。
オフィス内全面禁煙。
お昼休みのみ分煙としている。換気羽のみ。
ガソリンスタンドなので建物内以外は全面禁煙、建物内の従業員の喫煙コーナーには空気清浄機を設置している。
スモークダッシュ(分煙機)を導入。
テナントに付、詳細不明。
テナントのため、決定権なし。
なし
ナシ
なし
なし
ベランダ1ヶ所を喫煙所に指定。
ロッカールーム、仮眠室は禁煙。
安全衛生委員会で常に様々な検討をしています。
一部全面禁煙実施済み。
飲食店ですが、客室含め全て禁煙。
宇部市禁煙マラソンへの参加奨励。
宴会などで全面禁煙してもらいたい。
応接室の一部は喫煙可。事務所内の社員スペースは喫煙室以外での喫煙は禁止。換気扇・空気清浄器を設置。吸い殻の処理方法の遵守。
応接室を除き、喫煙はすべて屋外。
屋外(敷地内)に喫煙コーナー有り。
屋外での喫煙場所指定、営業車両での喫煙禁止。
屋外に喫煙所を設置。
屋外に喫煙場所を設けている。
屋外に喫煙場所を設置。
屋外に喫煙場所を設置している。
屋外の1部のコーナーを喫煙コーナーとしている。
屋外のみ、喫煙場所に設置。
屋外の決められた場所を喫煙場所としている。
屋外一部に喫煙場所をもうけている。
会社拘束時間中は営業等、外出時も禁煙。
外での喫煙。
外の決められた場所のみ。
外部階段を喫煙コーナーとして利用。
隔離された喫煙室があれば、今の現状では良いと判断致します。
喫煙コーナー1ヵ所のみで設置。
喫煙コーナーを建物外に設置。
喫煙コーナー小さい所が1ヶ所. 時間9:00~18:00全面禁煙
喫煙は外に灰皿を設けている。
喫煙は食堂と外に限定しています。
喫煙時間帯を設けて実施中。
喫煙室には空気清浄機(リース)を設置してある。
喫煙室の設置フローア禁煙までいけたことに今は満足。今後に活かしたい。
喫煙室を設け、禁煙時間も午前・午後各1時間設定。
喫煙室を設け運煙を実施。
喫煙室を設置し、完全分煙化を実施。
喫煙室以外は全て禁煙。
喫煙室以外は全面禁煙。
喫煙室以外は敷地も禁煙。
喫煙者7~8名職員のみ(外来者は全面禁煙)。

Q10-1 (禁煙・分煙の実施状況) オ (その他の実施事項)

喫煙者のために事務所内は基本的に禁煙とし、喫煙は換気扇のある喫煙コーナーで吸うこととしている。
喫煙所(室)を屋内から屋外に移設することを検討中。
喫煙場は外にある。
喫煙場所(灰皿設置にて限定)。
喫煙場所・喫煙時間を決めている。
喫煙場所には、清浄機を設置しております。
喫煙場所の縮小。
喫煙場所の設置。
喫煙場所の設定及び禁煙時間帯の設定。
喫煙場所を一箇所に集約したい。
客との接待(客の喫煙は認める)。
客先との商談以外は室内禁煙(事務所内)。喫煙場所の設定(工場内)。
業務時間内(定時)は禁煙というルールがある。
業務用車両内禁煙。
禁煙の時間を決めている。
禁煙外来への紹介、禁煙指導。
禁煙推進ポスターの貼り出し等。
建物以外の駐車場が喫煙場所。
建物外に1ヶ所喫煙スペース有。
建物外にコーナーを設けている。
建物外に喫煙コーナーを設置している。
建物外に喫煙コーナー設置。
建物外に喫煙場所を設置。
建物外に専用の喫煙室を設置し、特定時間内に喫煙させている。
建物外玄関前に喫煙コーナー設置。
建物内での喫煙コーナーにて禁煙タイムを実施。
建物内で喫煙室が設置可能な建物は設置予定。
建物内で従業員は全面禁煙。レストランである為お客様の要望により喫煙コーナー設置。
建物内に1ヶ所喫煙場所をもうけている。
建物内は全面禁煙。(応設間を除く)
建物内は別として、敷地部分は全て禁煙。
建物内職員は全面禁煙ですが、施設利用者さんが建物内で喫煙コーナーで喫煙しています。
検討中。
午前・午後の休息時間と昼休み時間に建物の外での喫煙としている。
午前午後各1時間、禁煙時間帯の設置。
工場の作業場は全面禁煙としている。
校舎敷地内(建物外)に何箇所か喫煙場所を設ける。
構内1ヶ所の喫煙場所以外は禁煙。
指定場所以外禁煙。
事務室は禁煙。来客応接室は喫煙可能。
事務室内は全面禁煙措置。
事務所は分煙になっているが、工場では未実施。
事務所棟は全面禁煙です。現場職場は喫煙コーナーを実施済。
事務所内すべて禁煙にしています。
事務所内に消臭エポキシ塗装施工済。
事務所内の一室のみを禁煙としている。本来は応接室も禁煙であるが、上司が喫煙するので禁煙とならない。
事務所内禁煙。
事務所内分煙の推進。
時間帯で禁煙の実施。

Q10-1 (禁煙・分煙の実施状況) オ (その他の実施事項)

自社占有スペースでは個室の喫煙スペースを設け全室分煙しているが、ビルは全く対応してくれず給湯室で他テナントの人がタバコを吸うのでとても迷惑しています。ビル会社に何度交渉しても全く改善されませんがどうにかできないもののでしょうか？
自社占有部分に喫煙室を設け、他は禁煙。
室内の一角に喫煙場所を指定して、常に排煙装置を作動している。
実施した箇所と計画中の箇所がある。
社員は全員タバコを吸わない。ショールームはお客様なので分煙としている。
主要建物内禁煙実施、他の会議室実施未。
就業時間内は全面禁煙、昼休みは解禁。
就業中は全面禁煙、休憩時間は外気にあたる通気性の良い場所に喫煙所を設けている。
上記ウ・エはテナント入居ため、不明。
場内の屋外は火気使用禁煙であり、全面禁煙となっている。
職員は「就業時間内の禁煙」も呼びかけている。
食堂のみ喫煙可。
占有部分の一部を喫煙室にしている。
全館禁煙なのですが、一部社員が喫煙コーナーを設置。火元注意にて喫煙黙認。
全店舗敷地内全面禁煙。
但し出入口の外に灰皿がおいてあり、出入口の扉が開くたびに煙が室内に入ってくるので、これが禁煙とよぶのかは疑問です。
特になし。
特になし。
独立した喫煙室を設置。
半屋外部分で喫煙。
敷地外周辺も禁煙。
敷地内AM9：00～10：00全面禁煙。
敷地内に2ヶ所の喫煙コーナーを設置している。
敷地内は全て禁煙。
敷地部分に喫煙場を設置。
敷地部分は全面禁煙
分煙の徹底。
分煙を推進中。
分煙機を設置している。
別棟に喫煙所専用あり。
別棟の1室のみを喫煙室としている。
法律等で規制をつくってもらっては困る。各社、地区それぞれの判断でいい。
本社の敷地での作業の為、控室横に喫煙室新設しているが他の場所は他社敷地であるので(エ)は回答できない。

Q10-2 (その他の対策の実施状況) エ (その他の実施事項)

1 2 Fテナントに入っており事により社内ルームでは一切禁煙。喫煙は1 Fの喫煙コーナーのみとしている。
2 0 0 7 / 4に3社 (グループ会社) 入居。その時点で占有部分は全面禁煙としてそれを維持している。特別に会合はもっていない。
COPDの健康ニュースを発行。
I S O 1 4 0 0 1 環境保全活動として活動中。
アンケートを実施。
イー (1) →健康診断結果を基に産業医による指導を受けている。
イ・ウは書面で配布のみ。
クリーンキャンペーンや巡回取締りによる喫煙マナーの徹底。
就業時間内の喫煙の制限。世界禁煙デー (24h) 敷地内。吸殻のごみの持ち帰り。全面禁煙。
たばこ自動販売機の撤去。
たばこ自販機の撤去を検討。
なし
なし
なし
べつになし。
ポスター掲示及び医師による禁煙講習会。
安全衛生委員会では禁煙指導をしている。
安全衛生委員会及び保健スタッフによる禁煙の呼びかけを行っている。
安全衛生委員会等で健康指導を実施。(快適職場認定)
屋外の喫煙所であっても、使用可能時間帯を決めている。
加入健保組合が主導して実施しています。
火気に対する安全を各自にお願いします。
会議中禁煙。
会社で実施。全体で実施。一部署だけ対策をとるのでなく、全社で関係する会社にも含めて協議し実施。
会社の健保組合から送付される禁煙支応のポスターは貼っている。
管理者によるサポート等は実施している。
規制等は仕事の為の仕事。本来の仕事でない。
喫煙による害をビデオで上映、禁煙をすすめている。
喫煙による健康被害について、ビデオを視聴。
喫煙の害、禁煙についてなどニュースを発行し、啓蒙活動を行なっている。
喫煙時間帯をもうけている。AM10:00~10:30、PM15:00~15:30
喫煙室への禁煙パンフレットの配置。
喫煙者の中でハイリスク者をリストアップ。産業医による禁煙指導を実施中。
勤務時間内禁煙。
禁煙キャンペーン。
禁煙するものは自分でしている。
禁煙セミナー実施。禁煙プログラム1回実施。
禁煙に対する構義等を行っている。
禁煙の啓蒙をしている。
禁煙外来を開設している。
禁煙外来受診。
禁煙週間を実施。
禁煙賞の支給。
禁煙達成者表彰等。
空気清浄機の設置。
健康の講師による指導を受けている。
健康指導については、安全衛生委員会にて取り組んでいる。

Q10-2 (その他の対策の実施状況) エ (その他の実施事項)

健康診断の時に、禁煙のススメなどの小冊子を配布している。
健康保健組合から喫煙（含む受動）の恐ろしさを周知に努めている。
健康保険組合の保健士さんによる個別健康指導、相談を実施（会社に来ていただいている）。
建物外敷地での喫煙。
検討中。対策担当部署の設置等。
現在、将来ともに喫煙者の在籍する予定なし。
現在はテナントビルに入居で有り、これ以上の対策は無理である。将来は室外に喫煙所を設けて室内は全面禁煙をしたい。
最近、男性3～4人禁煙にチャレンジしている。
産業医による保健指導の中で実施している。
産業医の先生と相談し、検討して行く。
産業医の先生に禁煙・分煙に対するアドバイスを受けており、今後対策を検討。
時間指定：10時、昼、3時
自動販売機の撤去
室内分煙のみ。
将来、肺が壊死して機能しなくなると言い続けている。
新入職員に対する禁煙指導（全体研修）。
成人病予防検診、産業医の指導。
特になし。
特になし。
特になし。
特になし。
年間職員教育に組み込み実施している。
部署間では業務中は禁煙、実施中。
本来は食堂を禁煙としたいが、工場である為現場の人がゆっくりとしたい旨、やむをえず喫煙としている。
毎月安全衛生委員会で、喫煙対策を検討している。

Q11 (屋外の喫煙場所) - 3その他

3Fの外にあるベランダのみを喫煙場所としている。
お客様用の喫煙コーナーは屋外にあり。
タクシー業なので設けていない。
建物内にコーナーあり
建物内の所定の場所以外では吸わない
バルコニーを喫煙場所としている(各階)。
一時屋外に設置(敷地フェンス外)したが、近隣からの見映えがよくないので、現在は禁止している。
屋外では喫煙しない。
屋外にはない。
屋外に公共の喫煙場所がある。
屋外の喫煙場所はない。
屋外も含め敷地内は全面禁煙。
屋上又は喫煙室で喫煙していただいている。
屋内ではあるが、通気性の良い場所に設置している。
屋内にもうけている。
屋内に喫煙ルール設置。
屋内に喫煙室3ヶ所をビルオーナーが設けている。
屋内に喫煙場所。
屋内の一部。
屋内もあり。
化学工場の為、屋外には喫煙場所はない。
会議室別棟にあり、未実施です。
各フロアに喫煙場所を設けている。
喫煙コーナーを2ヶ所設置。テナント内の1フロアなので屋外に喫煙場所(専用)は設けていない。
喫煙コーナ設置。
喫煙は屋外だが灰皿は屋内。
喫煙室の設置。
喫煙室を建物内に設けている。
喫煙室を設けている。
喫煙室を設けている。
喫煙室を設置している。
喫煙場所(室)の設定及び換気扇の設置。
喫煙場所を設けている。
喫煙専用の休憩室を設置。
共有部分
近所に喫煙できる場所がある。
構内の屋外の車内での喫煙も禁止です~設けていません。
自分の車の中(休時間)…駐車場へいく。
室内の一部に場所スペースでコーナー設置。
収煙機?設置。
所定場所を定めている。
職員は敷地内禁煙。
敷地内禁煙
敷地内禁煙。
敷地内全面禁煙。
敷地内全面禁煙。

Q12 (全面禁煙にしていない理由) -6その他

5を検討中。
お客様が利用時に判断を求める。(会議・宴会・パーティー等)
ついで等によって区画は設置されていない。
ヘビーな方がいないので。
屋外に喫煙場所があるので、分煙できていると考えています。
屋外の一定場所(1ヵ所)のみ喫煙可で分煙はできている。
屋外営業なので、終業時のみ在社。
会議室・応接室では喫煙対策を行っていない。
外では吸う必要がない。
外部に会議室を貸しており、一角に喫煙室(来客用)を設けてる為
完全分煙を目指し、喫煙場所については専門業社と検討してきたが建物の構造上難しい。
基本は屋外喫煙としているが、屋外に喫煙コーナーが設置不可のみ屋内に喫煙コーナーを設置している。
喫煙コーナーを建物内ではあるが、片側壁のない屋外と通じている所に設置している。
喫煙する場所は決まっている。1部屋外。
喫煙を希望される利用者の為、職員の喫煙は建物外となっている。
喫煙室を設ける。
喫煙室を設置できない(場所・経費)。
喫煙者・非喫煙者の担当理解による。
喫煙者が各々換気扇付近で喫煙する等、マナーも良く苦情もない。
喫煙者にも配慮している。
喫煙者にも配慮し全面禁煙を見送っている。
喫煙者のために敷地内での喫煙は配慮している。
喫煙者の意見も理解している。
喫煙場所は、非喫煙者の意見に従い策定してある。ガイドライン自体、アホらしいと思う。
休憩室、喫煙時間、禁煙時間を明確にしている。
禁煙する場所を決めている(食堂)。
禁煙治療を保険で行うため。
啓蒙中。
建物外の敷地部分も1ヶ所喫煙場所を設け、その他はすべて禁煙。
建物内に他に適当な場所がない。比較的喫煙者が多く、独立した喫煙室を作ると業務効率が低下する。現状までがせいっぱいです。
建物内喫煙室及び建物外喫煙コーナーで分煙出来ている。
建物内全面禁煙だったのが、守られなくなってしまった。
現在改装中の為。
現状下では喫煙ルーム等設置するスペース等ない。
事務所は前述の通り、後は工場・作業場で協力会社各社に任せているため。
自社ビルだが1部門の為、権限はなく回答できない。
宿泊業(旅館業)なので「完全」は現状では全く無理。
障害者(利用者)の喫煙者がいる。
乗務員が営業所内の滞在時間が短い為。
常に換気に注意書(窓の開放)している。
職員・来客については全面禁煙しているが、利用者についてはコーナーで喫煙している。
新しい店舗に於いては「5」を設けているが、古い店舗に於いては喫煙コーナーを設けるに届まっている。
精神科の患者の治療の一環の為。
他事業部と同居しているため。
大学全体で決定されている為、一部署では判断できない。
単期間かつ若い患者(入院)が多い。

Q12 (全面禁煙にしていない理由) -6その他

担当者が決まってない事と、屋外に喫煙コーナーを設置している（屋根のみ有る）
段階的に計画中。
特になし。
病院は建物内全面禁煙としているが、併設老健施設は利用者の為、一部ベランダ1ヶ所に喫煙コーナーを設けている。
敷地内に喫煙コーナーを設置しており、分煙ができています。
敷地内は全面禁煙。
本社で分煙を実施すべく計画中であるが、未実施である。
夜間、建物外の喫煙コーナーに出る事が不可能な為。
来客用応接室のみ喫煙可としている。

Q13-1 (設置されている喫煙室・喫煙コーナー) 5その他

1 F. 駐車場入口に灰皿設置し、外気排出は自然。
1に加え吸煙機を併用。
1日機械室を改修した部屋。
SC管理下の喫煙所の為、詳細不明。
エレベーターホールに灰皿を設置しているだけ。
屋外
スモークダッシュの設置した喫煙室。
たばこの煙を吸い込む機械を設置。
テナントなので詳細不明。
テナントフロアーのバルコニー。
トルネックス分煙対策。
バックヤードの外気と遮断されていない区画。
バルコニー(外部)を喫煙場所としている。
ベランダ
ベランダでの喫煙
ベランダでの喫煙コーナー
ベランダの喫煙コーナー。
ベランダ部分
ろうか
屋外
屋外での喫煙。
屋外での喫煙コーナー
屋外で喫煙している。
屋外にて喫煙
屋外にも喫煙コーナーがある。
屋外に開放された作業スペース。
屋外に喫煙コーナー。
屋外に喫煙コーナーを設けている。
屋外に喫煙コーナーを設置。
屋外に喫煙スペースがある。
屋外に喫煙スペース有り。
屋外に喫煙室を設置。
屋外に設置の喫煙コーナー。
屋外のみ
屋外のみで喫煙する場所を設置。
屋外の非常階段。
屋外設置の喫煙コーナー
屋外駐車場
屋外排気と環境型の併用。
屋外排気型+空気清浄器(2台)のコーナー。
屋外排気型ではない。会議室を喫煙室として使用している。
屋外敷地内にも喫煙場所設置。
屋上の屋外に喫煙場所を設置。
灰皿スタンド型空気清浄機。
外にコーナーがあります。
外にコーナーがある。
外に面した喫煙コーナ。
外のみ
換気扇のある食堂の一部。
換気扇のみ設置。
機械外れられないため、周辺に喫煙場所をもうけている。

Q13-1 (設置されている喫煙室・喫煙コーナー) 5その他

喫煙コーナーを設けているだけ。
喫煙コーナー自体が屋外。
喫茶店
休憩室。
吸煙機設置
空気清浄器型
空気清浄機も設置。
建物(屋外)外部に喫煙コーナー。
建物の屋上。
建物の外側のベランダのみ。
建物の広さに対し喫煙する人物が少ない。禁煙者からの要望もなし
建物屋上。
玄関ホール。
工場の一画に喫煙場所を設けている。
事務所は個室4～5名利用できる室内で換気扇使用。
事務所内全面禁煙。
室内にも吸煙装置(フィルター付)設置。
集煙機付きの喫煙テーブルの設置。
窓の開閉にて換気可能な喫煙室。
窓の開放
窓を開けて排気している。風通しが良い場所に設置。
但し部屋は閉めきり、窓開ける。
駐車場(屋外)の一角に設置。
店外
不明(ビル側が設置しているので)。
分煙カウンター設備(喫煙コーナー内に)
別室
踊場
老庭テラス

Q13-2-2（空気環境を測定していない理由） 5その他

1. 外調機でクリーン度を保っている為	2. 施設内禁煙の為
1. 建物内は全面禁煙している事	2. 特定施設に該当する為
6につき結果報告は受けていない為。項目につき不明です。	
6の内容で全て測定している。	
H18年度にガイドラインに基づいて測定し、喫煙室を20年4月に設置後は事務室のみ一酸化炭素濃度の測定をしている。	
H21年4月より測定計画中。	
喫煙室を設置した時には測定してもその後定期的に測定するのは予算上難しい。広い敷地に多くの喫煙室がある。	
していない。	
そこまで徹底していない為。検討、実施していかねばなりません。	
タクシー業のため不在。	
テナントビルなので。	
テナントビル入居のため。	
ビルのオーナーが実施している。	
ビル管法に基づき空気環境測定を行っているため。	
ビル管理会社が行っています。	
ビル管理会社が実施。	
ビル管法に基づき測定しているが、喫煙対策のものではない。	
わからない。	
安全衛生委員会で測定結果をチェック。	
営理会社が行っているかどうか不明である。	
延べ面積が3000m ² 以下の建物。	
煙草より他の粉じんが多い。	
屋外で喫煙の為、測定必要なし。	
屋外の為、室内の測定はしていない。	
屋外の為。	
屋外の為。	
屋外排気の喫煙室、コーナーであり必要性を感じない。	
屋外分煙を実施、必要性を感じない。	
屋内での喫煙は無い為。	
屋内外全て禁煙のため、測定はしていない。	
屋内禁煙で測定の必要なしと考えている。	
環境調査（測定）は実施しているが、左記項目かどうかは不明。	
喫煙コーナーが屋外のため。	
喫煙室に当てた場所が従来より測定場所でなかった。	
喫煙室はない。	
喫煙室設置直後測定したが良好であった為その後は実施してない。	
喫煙室等については未実施。	
喫煙室内は通常測定しないものと理解している。	
喫煙者一同で喫煙しない為、特になし。	
喫煙者一日2～3人。	
喫煙場が外部の為、改めての測定はしていない。	
喫煙場所（室）喫煙設置しているので、必要ないと思っている。	
喫煙場所が室外の為、測定していません。	
喫煙場所に設置している設備機能チェックを実施しており、性能面で問題ないため。	
喫煙場所は屋外で、簡易屋根のみで囲いは一切ありません。	
喫煙場所は屋外なので測定していません。	
喫煙場所は屋外なので必要は無いとの見解です。喫煙者は運転手3名のみで、1日2～3時間程の会社内での作業の為。	
喫煙場所は職場とは離れており、職員の空気環境は保たれている。	
業者に測定を委託しているが、その内容に喫煙室・境界を含めていなかった。	
業務を行なう事務所内は全て禁煙。	

Q13-2-2 (空気環境を測定していない理由) 5その他

禁煙なので。
近くに一般住宅のない工場敷地内の建物の為、その感覚がない。人の出入りが大変多い。
近日実施予定。
空気環境測定委託先と調整。
空気測定をガイドラインに入っていることを知らなかった。
空気測定を月単位で依頼。業者に指示実施中。
空調及び換気管理を行っている。
建物・敷地内全面禁煙の為、測定の必要なし。
建物外の為(屋外)。
建物外の喫煙室なので、該当しないと思っている。
建物所有者にまかせている。
建物内ですうものはいない。
建物内には屋外排気型の密閉された喫煙室が設置されており、空気環境は良好であると判断していたため。
建物内に喫煙場所を設置していない。
建物内の喫煙場所がない為。
建物内全面禁煙のため。
建物内全面禁煙の為、屋外しかない。
検討事項にまだ上がっていない。
検討中。
厚務省に確認したところ、不要であるとの事だから。
工場があるため、そちらを(粉じん測定)優先して実施している。
今後計画して行きたい。
事務所側で測定することを知っていたが、測定していなかった。
事務部門の測定は実施しているが、現場事務所関係は実施出来ていない。今後進めていく。
次年度から実施予定。
自社でしている。
執務室とは別の階に設置しており、受動喫煙の可能性は小さい。
手段がない。
新築時に施工業者に一任。
親会社では実施している。
親会社にて測定している。
親会社にまかせている。
親会社に一任している。
専門業者にまかせている。
全面禁煙なので不要。
倉庫内に喫煙コーナーあり、事務所は完全禁煙の為。
測定する必要がない。
測定会社まかせといたため、今後測定する予定。
測定器の検定等準備不足。
測定装置未設置。
大学全体で実施すべき事柄であり、一部署では判断できない。
知ってはいたが、実施していない。
中央管理方式の空気調和設備ではないため。
駐車場(建物より道路はさんだ向側)
定期的には行っていないが、過去実施済。
定期的に管理会社が測定している。
定期的に測定していない。
当初屋外排気型の喫煙室に全て変更し、粉じん一酸化炭素濃度を測定した結果問題ないのでその後測定していない。
特になし。
特に測定までは実施していない。
排気設備を必要以上設けている。

Q13-2-2 (空気環境を測定していない理由) 5その他

判らない。
比較的規模の大きい店舗では実施しているが、小さい店舗は未実施の場合があります。
必須外のビルであるため。
必要がないから。
必要がない場所ですっている。
必要性を感じない。
敷地外なので。
敷地内全面禁煙のため。
分煙ができています。
分煙機2台を設けているため。
本社に一任している。
本社の規定に準ずる。
本社の指示がない。
本社管理の為、不明。
本部の意向に従う為。
本部よりの指示がない。
本部一括の為、不明。
本部指示に任せている。
毎日、3回以上の測定は困難、人手不足。

Q14-1（喫煙対策に取り組んでいない理由） 8その他

あまり考えたことがない。
喫煙スペースは設けているが教育まではできていない
そこまで考えてません。
トップが喫煙者である。
ルールで社員の喫煙者はいない。
愛煙客多数の為。
運転中が多く、室内では少ない為。
駅ビルの1F
会社としての必要性を感じない。
各自職場では喫煙しないようにしているので、問題ない。
喫煙室コーナーを設けているので。
喫煙者がいない。
喫煙者が各々換気扇付近で喫煙する等、マナーも良く苦情もない。
喫煙者が自主的に外や別室で吸っている為。
喫煙者の意見も聞いている。
業種が特殊な為、事務所に昼間人員がほとんどいない。乗務員が事が事務所に滞在時間が少ない為、禁煙の対処の必要性が薄い。
業務上、事業所内にいる時間が少ない為、受動喫煙の害が少ない。又、過半数が喫煙者の為。
建設業（作業現場へ出掛ける）為、事業場に居る時間は希である。
個人に対する喫煙指導については取り組んでいない。
考えていない。
仕事の能率が下がる恐れがある。
事務所建物内は全面禁煙で工場建物内の一部に喫煙場所を設けているが、壁・ついたて等で区画されているわけではないので、この間14にやりました。現状ではこれ以上の事をするつもりはない。
室外への排気装置の増設。
従業員の大多数が喫煙者の為、対策の必要性を感じない。
常に換気注意（窓の開放）している。
職場は禁煙。同じテナントビル内にスペースを設けている。
全員が喫煙する為。
特に必要がない。
必要性がない為。
分煙のため。
本部にて取り組んでいる。

Q14-3（喫煙対策の予定・取り組みたい項目） 8その他

テナント入居であり、建物内全面禁煙済み。
なるべく禁煙者をふやす様、指導する。
具体的案はまだ検討中。
建物外での喫煙コーナーを設ける。
現在も自社占有部分は禁煙である。
送付されたパンフレットで禁煙指導してます。喫煙者も減少です。